

様式6号【賃金助成の内訳】(裏面)

提出上の注意

この様式は、賃金助成額(すべての訓練)及びOJT実施助成額(認定実習併用職業訓練のみ)の算定をする場合の様式となっております。
 なお、育休中・復職後等能力アップコースのうち育児休業中の訓練等又はグローバル人材育成コースのうち海外で訓練等を実施する場合の賃金助成はありませんので、提出不要です。

記入上の注意

- 1 1欄は、年間職業能力開発計画(様式3-1号)と対応した年間計画番号を記入してください。
- 2 2欄は、当該訓練の助成区分として該当するものに「○」を記入してください。
- 3 3欄は、東日本大震災復興対策による特例措置について該当する区分に「○」を記入してください。
- 4 4欄は、年間職業能力開発計画(様式3-1号)と対応した訓練コースの名称を記入してください。
- 5 5欄は、助成対象者ごとに、氏名、雇用保険被保険者番号を記入してください。
- 6 6欄は、助成対象者ごとの助成対象となるOFF-JTの賃金助成の対象となる助成対象時間数(様式8号のOFF-JT実施状況報告書の7欄の時間)(職業能力検定又はキャリア・コンサルティングを実施した場合は当該時間を含めること。)を記入してください。
- 7 7欄は、認定実習併用職業訓練を実施した場合に、助成対象労働者ごとの助成対象となるOJTの実施助成対象時間数(様式10号のOJT実施状況報告書の6欄の時間)を記入してください。
- 8 8欄は6欄の合計と賃金助成額を記入してください。賃金助成額の100円未満は切り捨ててください。助成単価については、該当する区分にレ点をつけてください。
 なお、1人1コースあたりの助成時間の上限は1,200時間となります。ただし、認定職業訓練または自発的職業能力開発で学校教育法による大学若しくは高等専門学校又は能開法による職業能力開発総合大校、職業能力開発大校若しくは職業能力開発短期大校を受ける場合は1,600時間を限度とします。
- 9 9欄は認定実習併用職業訓練を実施した場合に、7欄の合計とOJT実施助成額を記入してください。OJT実施助成額の100円未満は切り捨ててください。
 なお、1人1コースあたりのOJT実施助成の助成限度額の上限は40万8千円となります。

その他

- 1 賃金助成及びOJT実施助成については、所定労働時間内において実施された訓練のみが助成対象となります。そのため、所定労働時間外及び休日実施した訓練等が含まれる場合には、当該時間は助成の対象にはなりません(所定休日と振替えて実施した場合も当該時間は助成の対象にはなりません)。
- 2 助成対象となる被保険者は、訓練実施計画届の提出時の添付書類である「訓練別の対象者一覧」(様式3-2号)に記載の被保険者となります。
 そのため、「訓練別の対象者一覧」に記載のない者が受講しても助成対象にはなりません。

【中小企業】

	OFF-JT		OJT
	賃金助成額 (1人1コース1時間あたり)	経費助成率 (1人1コースあたり)	実施助成 (1人1コース1時間あたり)
一般型訓練	400円	1/3	
政策課題対応型訓練			
若年人材育成コース	800円	1/2	
成長分野等人材育成コース			
グローバル人材育成コース			
熟練技能育成・承継コース			
認定実習併用職業訓練コース			
自発的職業能力開発コース			
育休中・復職後等能力アップコース			600円

【大企業】

	OFF-JT	
	賃金助成額 (1人1コース1時間あたり)	経費助成率 (1人1コースあたり)
政策課題対応型訓練		
成長分野等人材育成コース	400円	1/3
グローバル人材育成コース	400円	1/3
育休中・復職後等能力アップコース	400円	1/3

特定被災区域に所在する事業主

	OFF-JT		OJT
	賃金助成額 (1人1コース1時間あたり)	経費助成率 (1人1コースあたり)	実施助成 (1人1コース1時間あたり)
一般型訓練	800円 400円<大企業>	1/2 1/3<大企業>	
認定実習併用職業訓練コース	800円 400円<大企業>	1/2 1/3<大企業>	600円 600円<大企業>